

田原市地域子ども・子育て支援事業費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応し、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の規定により実施する地域子ども・子育て支援事業及び保育対策総合支援事業費補助金交付要綱(平成29年8月3日付け厚生労働省発子0803号第2号。以下「国要綱」という。)の対象事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第1項の規定により設置された市内の幼保連携型認定こども園及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条の規定により設置された保育所を運営する事業者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業内容及び要件は、別表のとおりとする。

(補助金の算定方法)

第4条 補助金の算定方法は、別表の第1欄の各事業ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定した合計額とする。ただし、各事業ごとに選定した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、田原市地域子ども・子育て支援事業費等補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、速やかに交付の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、田原市地域子ども・子育て支援事業費等補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を行う場合は、次に掲げる条

件を付するものとする。

- (1) 交付対象事業に要する経費については、別表の第1欄の各事業を超えて配分の変更を行うことはできない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、市長が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けず、この補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に返納させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。なお、申請者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (8) この補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は市長が別に定める期間を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかなければならない。

（補助事業の変更等）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更又は補助事業を中止若しくは廃止をしようとする場合は、速やかに田原市地域子ども・子育て支援事業費等補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、補助金の交付の決定を

取消し、又はその決定の内容を変更することができる。

(変更等の決定の通知)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消し、又はその決定の内容を変更したときは、田原市地域子ども・子育て支援事業費等補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(概算払)

第10条 この補助金は、当該補助事業の完了後交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、田原市地域子ども・子育て支援事業費等補助金概算払請求書(様式第5号)に基づいて、その全部又は一部を概算払により交付することができる。ただし、概算払の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(実績報告書の提出)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに田原市地域子ども・子育て支援事業費補助金等実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、田原市地域子ども・子育て支援事業費等補助金確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助事業者は、前条の通知書を受領したときは、速やかに田原市地域子ども・子育て支援事業費等補助金請求書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受領後30日以内に補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令、例規、本要綱及び補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- (4) 実支出額が補助対象経費に比べて減少したとき。
- (5) 市長の承認を受けないで、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、

若しくは廃止したとき。

(6) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

(遅延利息)

第15条 補助事業者は、前条の規定による処分により補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年14.6%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めた場合は、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(必要な指示等)

第16条 市長は、補助事業者に対して、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(その他)

第17条 特別の事情により、第4条、第5条、第8条及び第11条に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ市長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付申請、変更交付申請及び実績報告の際には、別に定めるところにより、その他市長が定める様式を提出すること。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第13条から第15条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成30年3月13日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月12日から施行し、改正後の別表の規定は、令和2年1月16日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月30日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

1 事業	2 基準額	3 対象経費												
<p>延長保育事業（「延長保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第10号）の別紙に定める延長保育事業の一般型）</p>	<p>1 保育短時間認定（在籍児童1人当たり年額）</p> <table border="1" data-bbox="547 376 1150 499"> <tr> <td>延長時間区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>18,800円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>37,600円</td> </tr> </table> <p>2 保育標準時間認定（1事業当たり年額）</p> <table border="1" data-bbox="547 573 1150 696"> <tr> <td>延長時間区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,665,000円</td> </tr> </table>	延長時間区分		1時間	18,800円	2時間	37,600円	延長時間区分		30分	300,000円	1時間	1,665,000円	<p>延長保育事業の実施に必要な経費</p>
延長時間区分														
1時間	18,800円													
2時間	37,600円													
延長時間区分														
30分	300,000円													
1時間	1,665,000円													
<p>一時預かり事業（「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日27文科初第238号、雇児発0717第11号）の別紙に定める一時預かり事業の幼稚園型）</p>	<p>1 在籍園児分（3に該当する児童を除く。）（児童1人当たり日額）</p> <p>(1) 基本分（平日の教育時間前後及び長期休業日の利用）</p> <p>ア 年間延べ利用児童数2,000人超の施設</p> <p>(ア) 平日 400円</p> <p>(イ) 長期休業中（8時間未満）400円</p> <p>(ウ) 長期休業中（8時間以上）800円</p> <p>イ 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設</p> <p>(ア) 平日（1,600,000円÷年間延べ利用児童数）－400円（10円未満切り捨て）</p> <p>(イ) 長期休業中（8時間未満）400円</p> <p>(ウ) 長期休業中（8時間以上）800円</p> <p>(2) 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用） 800円</p> <p>(3) 長時間加算</p> <p>ア (1)ア(ア)及び(1)イ(ア)において4時間（教育時間と合算する場合にあっては、8時間）又は(1)ア(ウ)、(1)イ(ウ)及び(2)において8時間を超えた利用の場合</p> <p>(ア) 超えた利用時間が2時間未満 150円</p> <p>(イ) 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円</p> <p>(ウ) 超えた利用時間が3時間以上 450円</p> <p>イ (1)ア(イ)及び(1)イ(イ)において4時間を超えた利用の場合</p> <p>(ア) 超えた利用時間が2時間未満 100円</p> <p>(イ) 超えた利用時間が2時間以上3時</p>	<p>一時預かり事業の実施に必要な費用</p>												

	<p>間未満 200円</p> <p>(ウ) 超えた利用時間が3時間以上 300円</p> <p>(4) 保育体制充実加算 1か所当たり年額1,446,200円 ※次の①又は②の要件を満たした上で、③及び④の要件を満たす施設に適用する。</p> <p>①平日及び長期休業中の双方において、原則11時間以上(平日については教育時間を含む。)の預かりを実施していること。</p> <p>②平日及び長期休業中の双方において、原則9時間以上(平日については教育時間を含む。)の預かりを実施するとともに、休日において40日以上(平日については教育時間を含む。)の預かりを実施していること。</p> <p>③年間延べ利用児童数が2,000人超の施設であること。</p> <p>④児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)附則第56条第1項において読み替える第36条の35第1項第2号ロ及びハに基づき配置する者(以下「教育・保育従事者」)を全て保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。</p> <p>(5) 就労支援型施設加算(事務経費) 1か所当たり年額1,383,200円 ※1 ※2③の配置月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が6月に満たない場合には、1か所当たり年額を691,600円とする。 ※2 次の要件を満たす施設に適用する。</p> <p>①平日及び長期休業中の双方において8時間以上(平日については教育時間を含む。)の預かりを実施していること。</p> <p>②田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年田原市条例第19号)第42条に規定する連携施設となっていること。</p> <p>③本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること。</p> <p>2 在籍園児以外の児童分(3に該当する児童を除く。)(児童1人当たり日額)</p>	
--	---	--

	<p>(1) 基本分 800円</p> <p>(2) 長時間加算(8時間を超えた利用)</p> <p>ア 超えた利用時間が2時間未満 150円</p> <p>イ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円</p> <p>ウ 超えた利用時間が3時間以上 450円</p> <p>3 特別な支援を要する児童分(児童1人当たり月額) 4,000円</p> <p>※次のいずれかの要件を満たすと市長が認める児童に適用する。</p> <p>①教育時間内において特別な支援を要する者として、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)、都道府県等による補助事業等の対象となっている児童</p> <p>②特別児童扶養手当証書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面及び発達面において特別な支援を要すると市長が認める児童</p> <p>※ 公費支援の総額(1施設当たり年額)は、10,223,000円を上限額とする。ただし、待機児童又は特別な支援を要する児童の受入れ促進に資する措置(1(1)ア(ウ)、1(1)イ(ウ)、1(3)、1(4)、1(5)、2(2)及び3に係る基準額)を適用したことにより10,223,000円を超えた場合は、この限りでない。</p>	
<p>保育補助者雇上強化事業(「保育人材確保事業の実施について」(平成29年4月17日雇児発0417第2号)の別添8に定める「保育補助者雇上強化事業実施要綱」による事業)</p>	<p>1 定員が121人未満の施設の場合 1か所当たり年額 2,264,000円</p> <p>2 定員が121人以上の施設の場合 1か所当たり年額 4,528,000円</p>	<p>保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p>

<p>保育環境改善等事業 （国要綱に定める新型コロナウイルス感染症対策支援事業）</p>	<p>1か所当たり 500,000円</p>	<p>保育環境改善等事業を実施するため必要な経費として次に掲げるもの</p> <p>(1) 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施するためのかかり増し経費※及び研修受講費</p> <p>(2) 感染症防止対策の一環として、職員個人が施設及び日常生活において必要とする物品等の購入費</p> <p>(3) マスク、消毒液等の衛生用品の購入及び感染防止のための備品の購入、施設等の消毒、感染症予防の広報、啓発等に係る経費</p> <p>※ 職員が勤務時間外に施設内の消</p>
--	------------------------	---

		毒、清掃等を行った場合の超過勤務手当及び感染症対策に関する業務の実施に伴う手当等、施設等の給与規程等に基づき職員に支払われる等のほか、非常勤職員を雇用した場合の賃金
--	--	--

様式第1号(第5条関係)

田原市地域子ども・子育て支援事業費等補助金交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

所在地
申請者 法人名
代表者名

田原市地域子ども・子育て支援事業費等補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	田原市地域子ども・子育て支援事業費等補助金
補助事業の目的及び内容			
事業期間	着手(予定)	年 月 日	
	完了(予定)	年 月 日	
補助金交付申請額			
添付書類	1 申請額内訳書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 その他市長が必要と認める書類		

様式第2号（第6条関係）

田原市地域子ども・子育て支援事業費等補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、田原市地域子ども・子育て支援事業費等補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	田原市地域子ども・子育て支援事業費等補助金
補助事業の目的及び内容			
事業期間	着手（予定）	年 月 日	
	完了（予定）	年 月 日	
補助事業に要する経費			
交付決定額			
交付条件	田原市地域子ども・子育て支援事業費等補助金交付要綱による。		

様式第3号（第8条関係）

田原市地域子ども・子育て支援事業費等補助金変更交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

所在地
補助事業者 法人名
代表者名

次のとおり変更等をしたいので、田原市地域子ども・子育て支援事業費等補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	田原市地域子ども・子育て支援事業費等補助金
変更等の内容			
変更等の理由			
変更交付申請額			
添付書類		1 申請額内訳書（変更交付申請用） 2 事業計画書 3 収支予算書 4 その他市長が必要と認める書類	

様式第4号（第9条関係）

田原市地域子ども・子育て支援事業費等補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり変更等を決定したので、田原市地域子ども・子育て支援事業費等補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	田原市地域子ども・子育て支援事業費等補助金
変更等の内容			
変更等の理由			
補助事業に要する経費			
変更交付決定額			
交付条件			田原市地域子ども・子育て支援事業費等補助金交付要綱による。

様式第5号（第10条関係）

田原市地域子ども・子育て支援事業費等補助金概算払請求書

年 月 日

田原市長 殿

所在地
補助事業者 法人名
代表者名

田原市地域子ども・子育て支援事業費等補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり補助金の概算払を請求します。

交付決定（変更交付決定）額	円
概算払請求額	円
添付書類	1 申請額内訳書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第11条関係）

田原市地域子ども・子育て支援事業費等補助金実績報告書

年 月 日

田原市長 殿

所在地
補助事業者 法人名
代表者名

田原市地域子ども・子育て支援事業費等補助金交付要綱第11条の規定により次のとおり報告します。

補助年度	年度	補助金の名称	田原市地域子ども・子育て支援事業費等補助金
補助事業実施期間		着手 完了	年 月 日 年 月 日
補助事業の実績及び効果			
補助金の交付決定額			
補助金の既交付額			
補助金の精算額			
添付資料		1 精算書 2 事業実績書 3 収支決算書 4 その他市長が必要と認める書類	

様式第7号（第12条関係）

田原市地域子ども・子育て支援事業費等補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、田原市地域子ども・子育て支援事業費等補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	田原市地域子ども・子育て支援事業費等補助金
		確定の基礎となった事業費	
		補助金の交付決定通知額	
		補助金の交付確定額	

様式第8号（第13条関係）

田原市地域子ども・子育て支援事業費等補助金請求書

年 月 日

田原市長 殿

所在地
補助事業者 法人名
代表者名

田原市地域子ども・子育て支援事業費等補助金交付要綱第13条の規定により次のとおり補助金を請求します。

補 助 金 確 定 額	
概 算 払 受 領 済 額	
差 引 請 求 額	